

## 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護

産業構造審議会知的財産分科会 第51回特許制度小委員会

令和7年1月17日



# これまでの経緯と今後の進め方

## これまでの経緯

- 令和4年度及び令和5年度の調査研究を実施し、当該調査結果を踏まえて政策推進懇談会での「ネットワーク関連発明」に係る制度的措置について議論を行い、**「実質的に国内の実施行為と認める要件を明文化する方向で、特許制度小委員会において、集中的に検討を深める必要がある」との方向性が示されたこと等を踏まえ、前回の特許制度小委員会（第50回（令和6年11月6日））にて議論が開始された。**
- 本小委員会において、**実質的に国内の実施行為と認める要件を明文化する方向で**、事務局より検討の方向性及び論点をお示したところ、**ユーザーニーズの存在**が確認できただけでなく、**実質的に国内の実施行為と認める要件を明文化する方向性**について、**予見性の向上等の観点から肯定的な意見を頂戴する等**様々な御意見をいただいた。

## 今後の進め方

- 今回は、**実質的に国内の実施行為と認める要件を具体化及び深化**する方向で検討を進めることとしたい。
- 前回の小委員会でいただいた御意見に関しては、次頁以降で対応の方向性を整理した。

# 前回の本小委員会における主な御意見のうち、 対応の方向性を確認する必要のあるもの

## 検討の進め方及び留意点に関する御意見

1. 対象を「ネットワーク関連発明」に限定すべきか否か。
2. ネットワーク関連発明以外の発明への影響について検討すべきではないか。
3. 本小委員会においては、具体的な条文の文言ではなく、実質的に国内の実施行為と認める要件に対する考え方をコンセンサスが得られる範囲で整理することを目標とすべきではないか。
4. 技術の進展の速さを考慮して検討を進めるべきではないか。
5. ドワンゴ対 F C 2 事件の動向を注視しつつ検討を進めるべきではないか。
6. 先使用权等への影響について検討すべきではないか。
7. 具体的な事例を用いた検討を行うべきではないか。

## 「実質的に国内の実施行為と認める要件」に関する御意見

8. 「技術的効果が国内で発現」や「経済的効果が国内で発現」という要件に予見性があるか。
9. 「発明の『技術的効果』が国内で発現」と「発明の『経済的効果』が国内で発現」は共に満たされる必要があるのか、あるいは片方のみ満たされれば足りるのか。
10. 「発明の実施行為の『一部』が国内であって」は不要ではないか。あるいは、改善の余地があるのではないか。

# 御意見に対する対応の方向性

## 進め方／留意点に関する御意見

1. 対象を「ネットワーク関連発明」に限定すべきか否か。

## 対応の方向性

- ✓ 本件に係る議論は、AI、IoT等の技術のブレークスルーにより、既存の産業構造や競争環境がダイナミックに変化している現状を踏まえて、令和元年以降、本小委員会においてより適切に「ネットワーク関連発明」の保護を図るべきとの問題意識から開始されたものである。令和4年度及び令和5年度に実施した調査研究、令和4年度以降に開催した特許庁政策推進懇談会等を通じて、国内外の文献、裁判例の調査、アンケート、ヒアリング及び有識者検討会での検討等を実施し、特許権による「ネットワーク関連発明」の保護の現状を整理してきた。
- ✓ その結果、「ネットワーク関連発明」を前提として、予見性の向上のための制度的措置に対する高いユーザーニーズが確認された。他方で、現時点において、「ネットワーク関連発明」以外においてはユーザーからの必要性及び喫緊性が確認されておらず、また、現状の方向性を「ネットワーク関連発明」以外にあてはめた際には、不測の影響が生じないとも限らない。
- ✓ したがって、必要性及び許容性の観点から、あくまで「ネットワーク関連発明」を対象とした制度的措置を行うこととする。

# 御意見に対する対応の方向性

## 進め方／留意点に関する御意見

2. ネットワーク関連発明以外の発明への影響について検討すべきではないか。

## 対応の方向性

- ✓ 「ネットワーク関連発明」の範囲に絞って議論を行う上で、「ネットワーク関連発明」以外の発明に不測の影響が及ぶことがないように検討を進めていく。
- ✓ そのため、特許法の各条文や他法域の規定ぶりも参考にしつつ、制度的措置の射程が「ネットワーク関連発明」のみに及ぶよう、適切に規律する方針で整理していく。

## 進め方／留意点に関する御意見

3. 本小委員会においては、具体的な条文の文言ではなく、実質的に国内の実施行為と認める要件に対する考え方をコンセンサスが得られる範囲で整理することを目標とすべきではないか。

## 対応の方向性

- ✓ 本小委員会では、具体的な条文の文言ではなく、「実質的に国内の実施行為と認める要件」に対する考え方を合意形成可能な範囲で整理することを目指す。

# 御意見に対する対応の方向性

## 進め方／留意点に関する御意見

4. 技術の進展の速さを考慮して検討を進めるべきではないか。

### 対応の方向性

- ✓ 令和元年に本小委員会で議論が開始されて以来、現行の特許法では、ネットワーク関連発明の技術進展に対応しきれていないとして現行制度の課題が特定されており、ユーザーからの必要性及び喫緊性も確認されているところ。
- ✓ 他方、これまでもネットワーク関連発明の技術進展の速さに由来して法制度が早期に陳腐化してしまう可能性を懸念する声も聴取されているところであり、法制化に当たっては、今後の技術進展の見通しも出来るだけ踏まえた、バランスの取れた措置となるよう対応していく。

## 進め方／留意点に関する御意見

5. ドワンゴ対 F C 2 事件の動向を注視しつつ検討を進めるべきではないか。

### 対応の方向性

- ✓ 最高裁判所に係属中であるドワンゴ対 F C 2 事件の動向は、引き続き注視していく。
- ✓ 他方、令和元年に本小委員会で議論が開始されて以来、現行制度の課題が特定されており、ユーザーからの必要性及び喫緊性も確認されているところ、行政において個別の事案にとらわれすぎることなく、制度的措置の検討を進める必要があり、本小委員会において検討を深めていく。

# 御意見に対する対応の方向性

## 進め方／留意点に関する御意見

6. 先使用权等への影響について検討すべきではないか。

### 対応の方向性

- ✓ 特許法第79条（先使用权）の「国内において」の考え方については、柔軟に解釈可能な余地があると考えられる（※）。その上で、今回の制度の見直しに伴い、「ネットワーク関連発明」について、「日本国内において」の文言のみを理由として先使用权が主張できなくなるような事態は避けるべきである。
- ✓ 特許法第79条の他に影響が及ぶ条文の有無と、制度的措置の要否については、引き続き検討する。仮に、当該第79条の改正を要しない場合であっても、**本小委員会等での議論も踏まえ、必要に応じ、解釈明確化のための対応を行うこととする。**

（※）参考：先使用权制度の円滑な活用に向けて—戦略的なノウハウ管理のために—（第2版）特許庁 29-30頁

## 進め方／留意点に関する御意見

7. 具体的な事例を用いた検討を行うべきではないか。

### 対応の方向性

- ✓ **想定される具体的な事例を用いて**、「実質的に国内の実施行為と認める要件」に対する**考え方の整理を行うこと**としたい。

# 御意見に対する対応の方向性

## 「実質的に国内の実施行為と認める要件」に関する御意見

8. 「技術的効果が国内で発現」や「経済的効果が国内で発現」という要件に予見性があるか。
9. 「発明の『技術的効果』が国内で発現」と「発明の『経済的効果』が国内で発現」は共に満たされる必要があるのか、あるいは片方のみ満たされれば足りるのか。

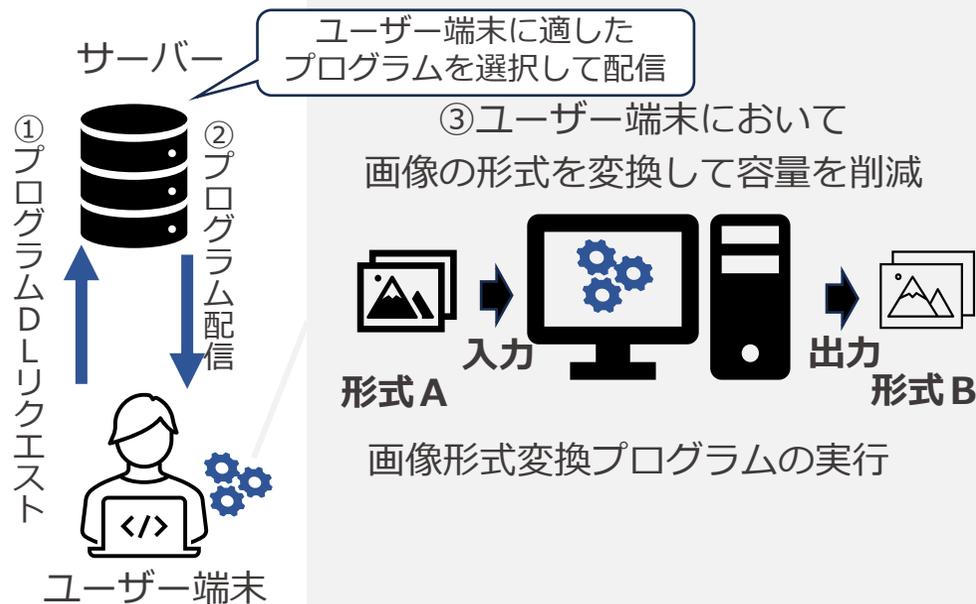


- 予見性の向上を期して、次頁以降、具体的な事例（想定事例1～5）を用いながら、日本の特許権の効力の対象とすべきか否かを検討し、「実質的に国内の実施行為と認める要件」に対する考え方の整理を行うこととした。
- 考え方の整理に当たっては、国境を跨いで構成されるシステム全体に係る特許発明を想定した事例を用いて検討を行った。

# 想定事例 1 ～画像形式変換プログラム配信サービス～

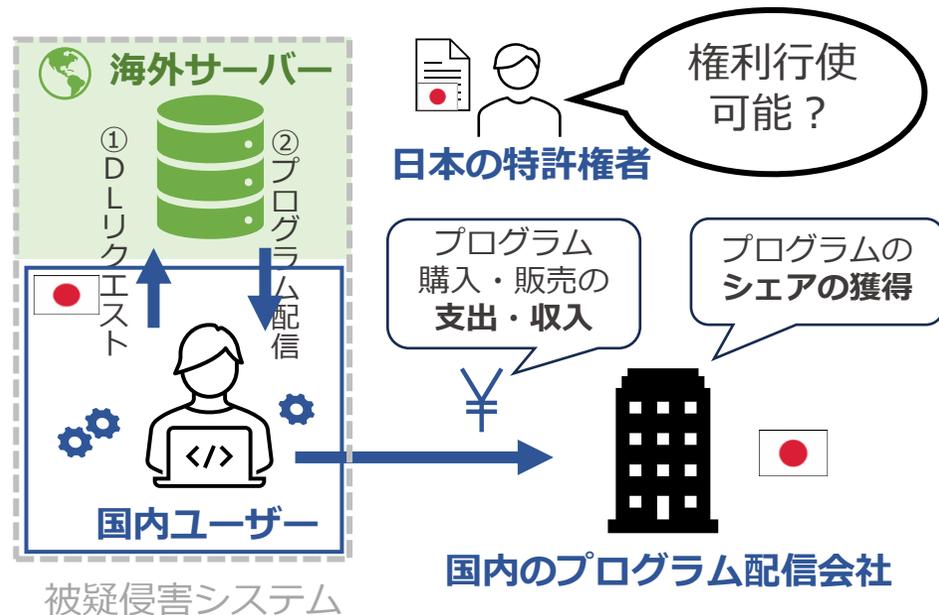
## 権利化された特許発明の内容

**権利範囲：ユーザー端末・サーバーを含むシステム全体**  
(発明のポイント：画像形式変換プログラムの具体的処理)



## サービスの概要

国内ユーザーは、容量削減のためのアプリケーションを端末（PC）にダウンロードし、使用する。



**技術的効果：**形式変換により容量の削減された画像の利用。  
⇒容量の削減された画像は**国内ユーザー**が利用。**国内で発現。**

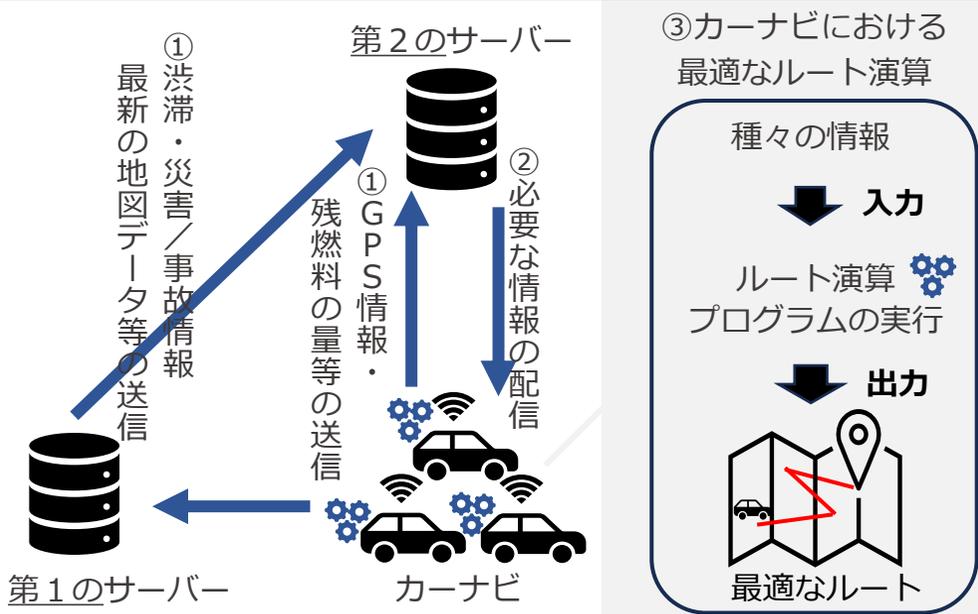
**経済的効果：**支出・収入やプログラムのシェア獲得。  
⇒支出・収入等は国内で発生。**国内で発現。**

- 想定事例 1 が**日本の特許権**の効力の対象外となる場合、プログラムの配信に**海外サーバー**を利用するのみで被疑侵害者に**日本の特許権**の行使を回避されてしまうところ、特許権者として懸念がある。
- ⇒ **日本の特許権の効力の対象とすべきではないか。**

## 想定事例2 ～車のナビサービス～

### 権利化された特許発明の内容

**権利の範囲：カーナビ・サーバーを含むシステム全体**  
 (発明のポイント：ルート演算プログラムの具体的な処理)



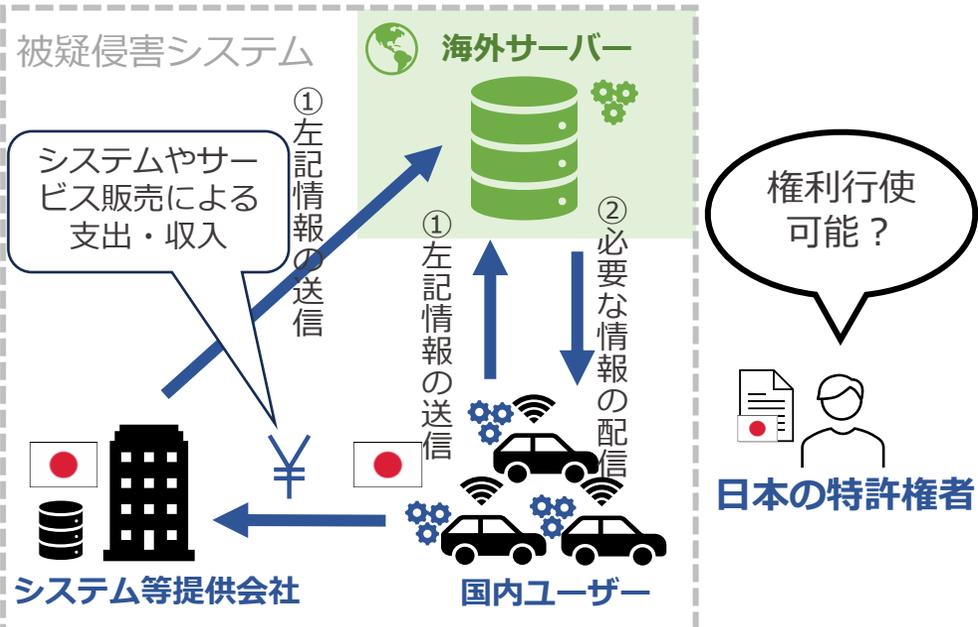
**技術的効果**：最適なルートによる効率的な目的地への到達。  
 ⇒ **国内ユーザー**が効率的に目的地に到達。**国内で発現**。

- 想定事例2が**日本の特許権**の効力の対象外となる場合、情報の蓄積及び配信に**海外サーバー**を利用するのみで被疑侵害者に**日本の特許権**の行使を回避されてしまうところ、特許権者として懸念がある。
- ⇒ **日本の特許権の効力の対象とすべきではないか。**

※ 本事例の場合、仮に、ルート演算プログラムの処理が海外サーバーで行われている場合であっても、同様に、発明の技術的効果及び経済的効果は国内で発現されると考えられる。この場合、いわゆる「SaaS型」サービスとも言えるが、日本の特許権の効力の対象とすべきではないかと考えられる。

### サービスの概要

国内ユーザーは、効率的に目的地へ到達するため、カーナビ利用して最新情報に基づく最適ルートを得る。

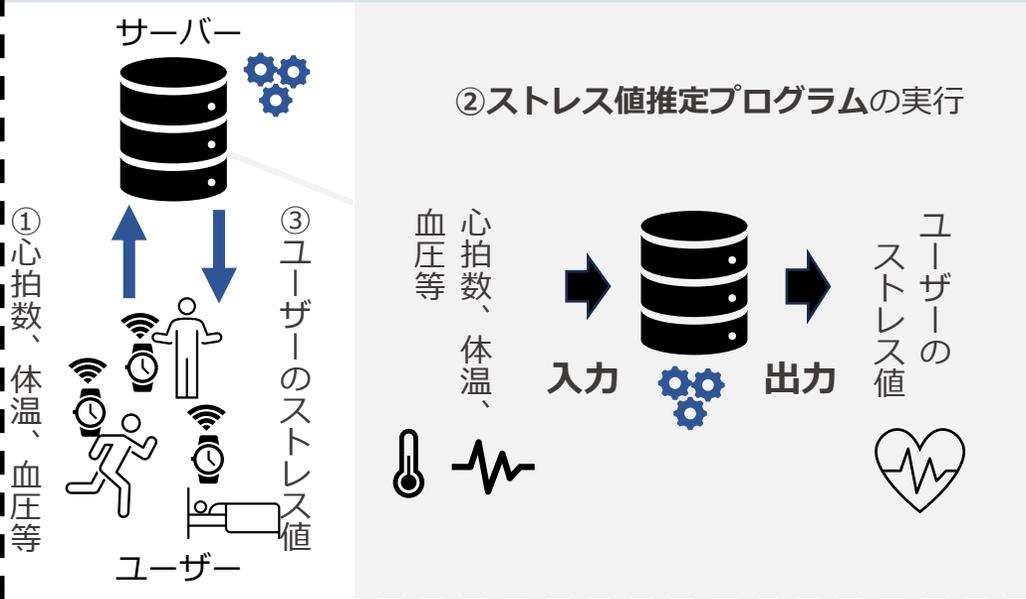


**経済的効果**：ナビシステムやナビサービス販売による支出・収入。⇒**支出・収入は国内**で発生。**国内で発現**。

# 想定事例3 ～海外向けヘルスケアサービス～

## 権利化された特許発明の内容

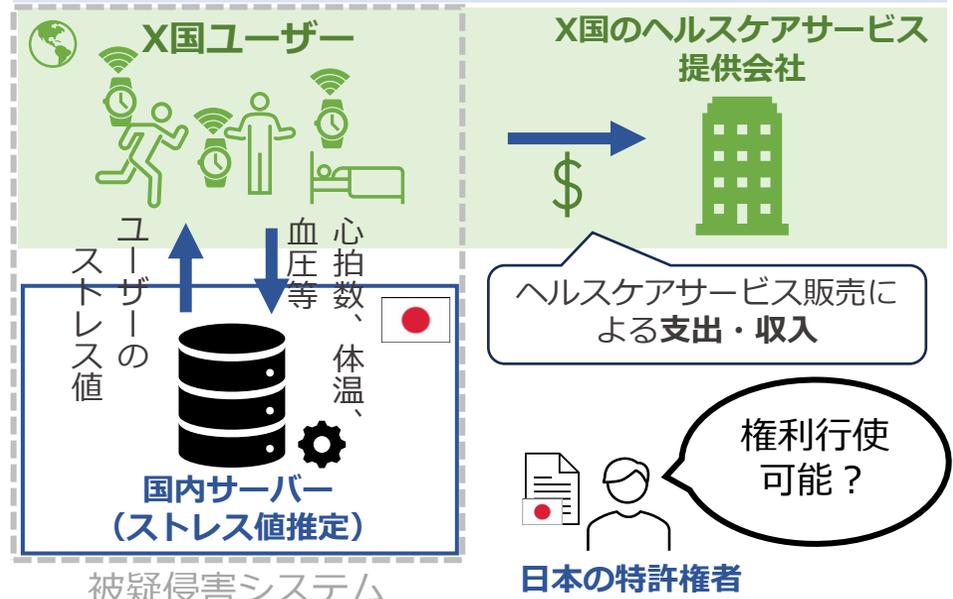
**権利の範囲：ウェアラブルデバイス・サーバーを含むシステム全体**  
 (発明のポイント：心拍数等からストレスを推定するプログラムの具体的な処理)



**技術的効果：**自身のストレス値を把握することが可能。  
 ⇒X国ユーザーがストレス値を受信。X国のみで発現。

## サービスの概要

**X国ユーザー**は、ウェアラブルデバイスを装着し、計測された生体情報に基づくストレスチェック結果(ストレス値)を受け取る。



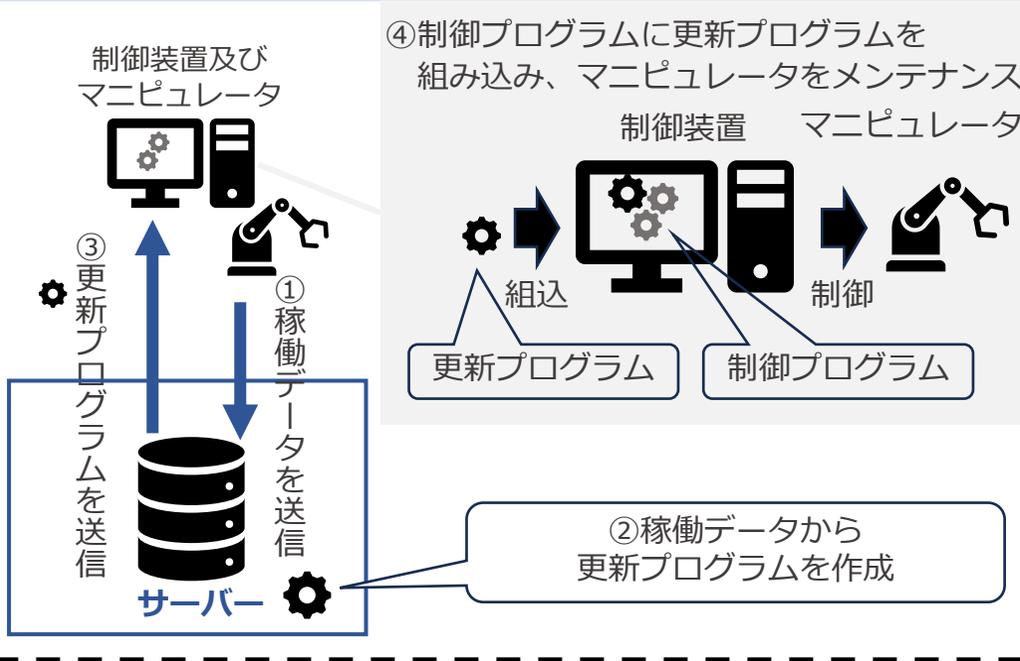
**経済的効果：**ヘルスケアサービス販売による支出・収入⇒支出・収入はX国で発生。X国で発現。

- 想定事例3が**日本の特許権**の効力の対象となる場合、**海外向けヘルスケアサービス**に**国内サーバー**を使用しただけで**日本の特許権**を行使され、過剰な権利の保護となる懸念がある。
- さらに、仮にX国が同様の制度的措置を講じた場合、国内の事業者は、X国にサーバーを配置しているだけで、X国の特許権者から特許権を行使される懸念がある。
- ⇒ 日本の特許権の効力の対象外とすべきではないか。

# 想定事例 4 ～海外における工場のマンピュレータメンテナンスサービス～

## 権利化された特許発明の内容

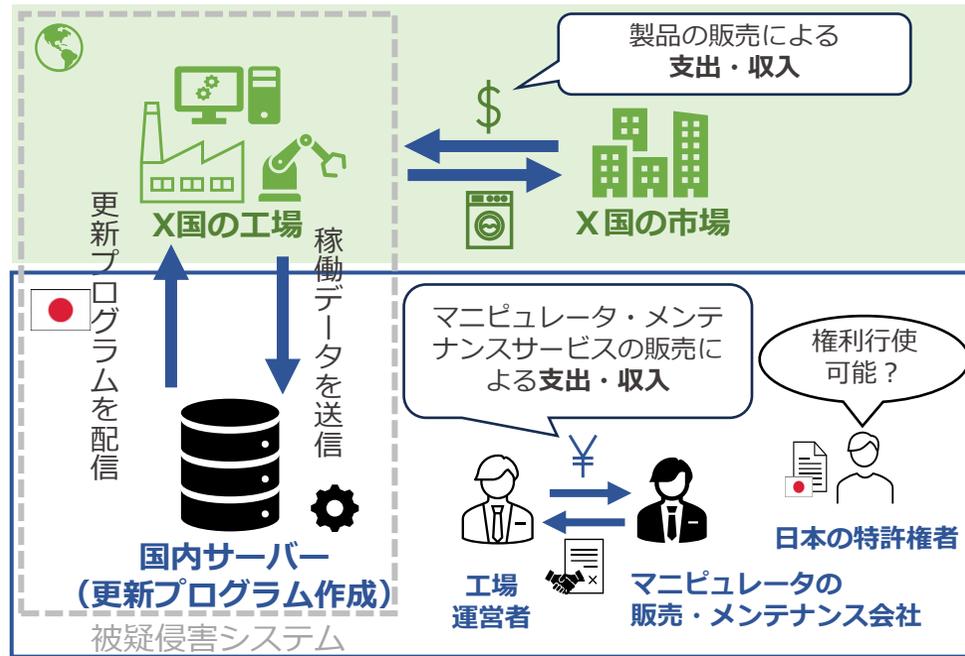
**権利の範囲：マンピュレータ・サーバーを含むシステム全体**  
 (発明のポイント：マンピュレータの具体的な制御)



**技術的効果：**マンピュレータ制御による製品の歩留まりの向上。  
 ⇒X国の工場において歩留まりが向上。X国のみで発現。

## サービスの概要

工場運営者は、マンピュレータの販売・メンテナンス会社と契約。X国の工場にて、歩留まり向上のための更新プログラムを受信し制御に使用。



**経済的効果：**製品の販売による支出・収入。マンピュレータ・メンテナンスサービスの販売による支出・収入⇒**支出・収入は国内及びX国で発生。**国内及びX国で発現。

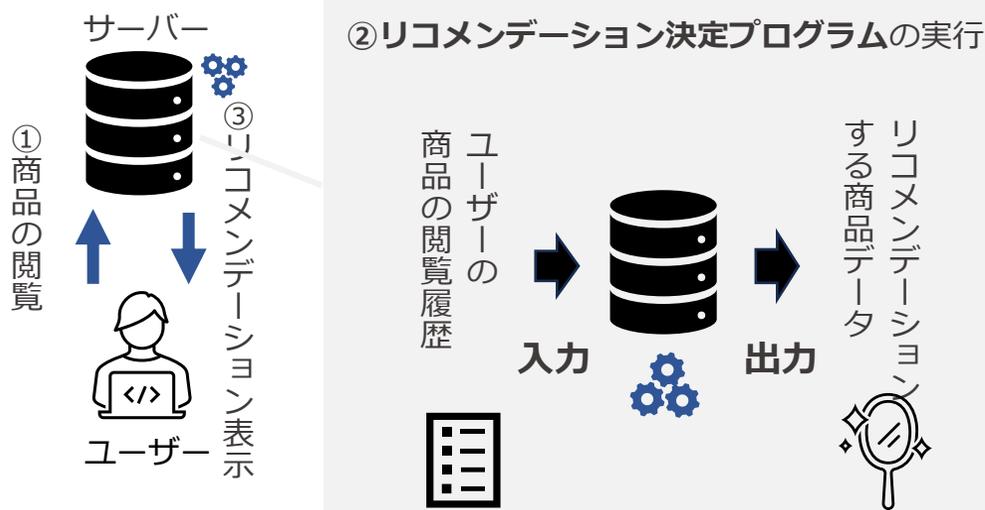
➤ 想定事例 4 が日本の特許権の効力の対象となる場合、**海外の工場**の装置 (マンピュレータ) のメンテナンスに**国内サーバー**を使用しただけで**日本の特許権**を行使され、過剰な権利の保護となる懸念がある。

⇒ 日本の特許権の効力の対象外とすべきではないか。

# 想定事例5 ～海外向けeコマースサービス～

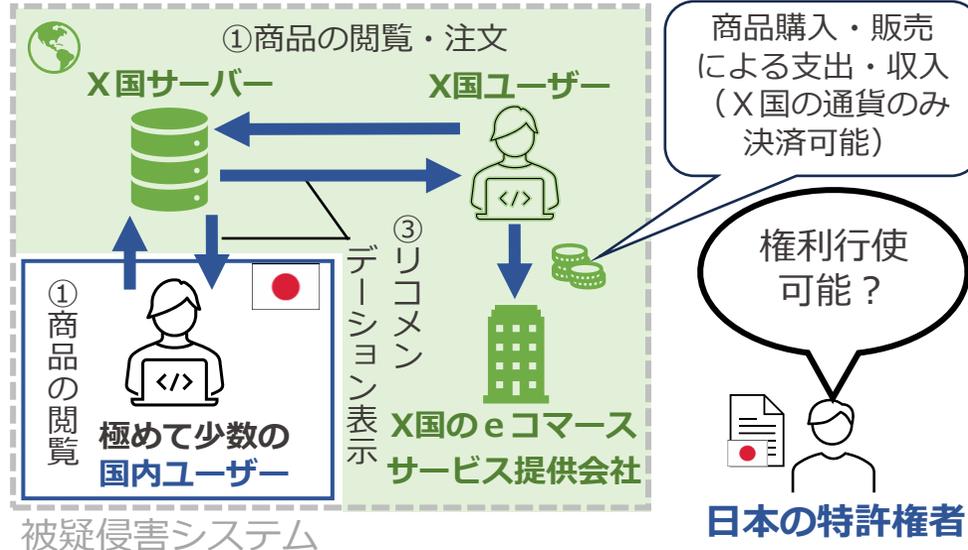
## 権利化された特許発明の内容

**権利の範囲：ユーザー端末・サーバーを含むシステム全体**  
 (発明のポイント：リコメンデーション決定プログラムの具体的な処理)



## サービスの概要

X国ユーザーは、eコマースサービスのウェブサイト(X国の言語でのみ表示可能)において、リコメンデーションを参照し、商品を注文。



**技術的効果：**閲覧履歴を反映したリコメンデーションの参照。  
 ⇒ **海外ユーザー (X国)** がリコメンデーションが参照可能 (極めて少数の**国内ユーザー**も参照可能)。よって、**海外で発現** (極めて少数だが、**国内でも発現**)。

**経済的効果：**商品の販売による支出・収入。⇒**国内ユーザー**は極めて少数であり非想定。**支出・収入は海外の市場 (X国)**において発生。⇒**国内ユーザー**を対象としたものではなく、**実質的に海外のみで発現**。

- 想定事例5が**日本の特許権**の効力の対象となる場合、**海外向けeコマースサービス**を極めて少数の**国内ユーザー**が閲覧しただけで**日本の特許権**を行使され、過剰な権利の保護となる懸念がある。
- さらに、仮にX国が同様の制度的措置を講じた場合、国内の事業者は、極めて少数のX国ユーザーが商品の閲覧をしているだけで、X国の特許権者から特許権を行使される懸念がある。
- ⇒ **日本の特許権の効力の対象外とすべきではないか。**

# 御意見に対する対応の方向性

## 対応の方向性

- 予見性の向上を期して、具体的な事例（想定事例 1～5）を用い、具体的なイメージを持ちながら、日本の特許権の効力の対象とすべきか否かを検討し、実質的に国内の実施行為と認める要件に対する考え方の整理をした。
- 当該検討も踏まえた上で、少なくとも「発明の『技術的効果』が国内で発現」及び「発明の『経済的効果』が国内で発現」を共に満たす場合に、日本の特許権の効力の対象と認めるべきではないか。
- 想定事例ごとの要件の整理と、対応の方向性をまとめると下表のとおり。

		技術的効果の 発現場所	経済的効果の 発現場所	日本の特許権の効 力の対象と 認めるべきか否か
想定事例 1	画像形式変換プログラム配信サービス	国内	国内	○
想定事例 2	車のナビサービス	国内	国内	○
想定事例 3	海外向けヘルスケアサービス	海外	海外	×
想定事例 4	海外における工場のマニピュレータ制御	海外	海外と国内	×
想定事例 5	海外向け e コマースサービス	海外と国内	海外	×

# 御意見に対する対応の方向性

## 「実質的に国内の実施行為と認める要件」に関する御意見

10. 「発明の実施行為の『一部』が国内であって」は不要ではないか。あるいは、改善の余地があるのではないか。

➤ 明確化のために「発明の実施行為の『一部』」について「実施される特許発明の『一部』」という前提を置いた上で、以下の2つの観点について、想定事例を用いて検討を行った。

- (1) 「発明の実施行為の『一部』が国内」を要件とせず、実施行為の全部が国外にある場合であっても、発明の技術的効果及び経済的効果の要件が充足すれば特許権の効力の対象とするか。
- (2) 「発明の実施行為の『一部』が国内」の「一部」の具体的な内容

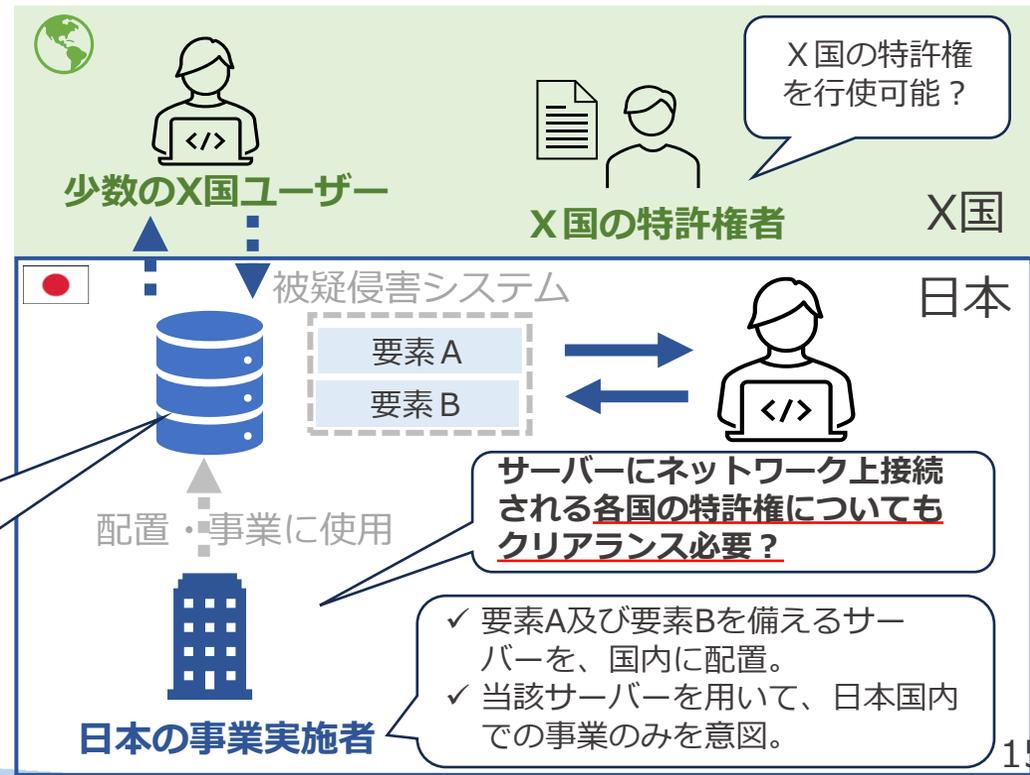
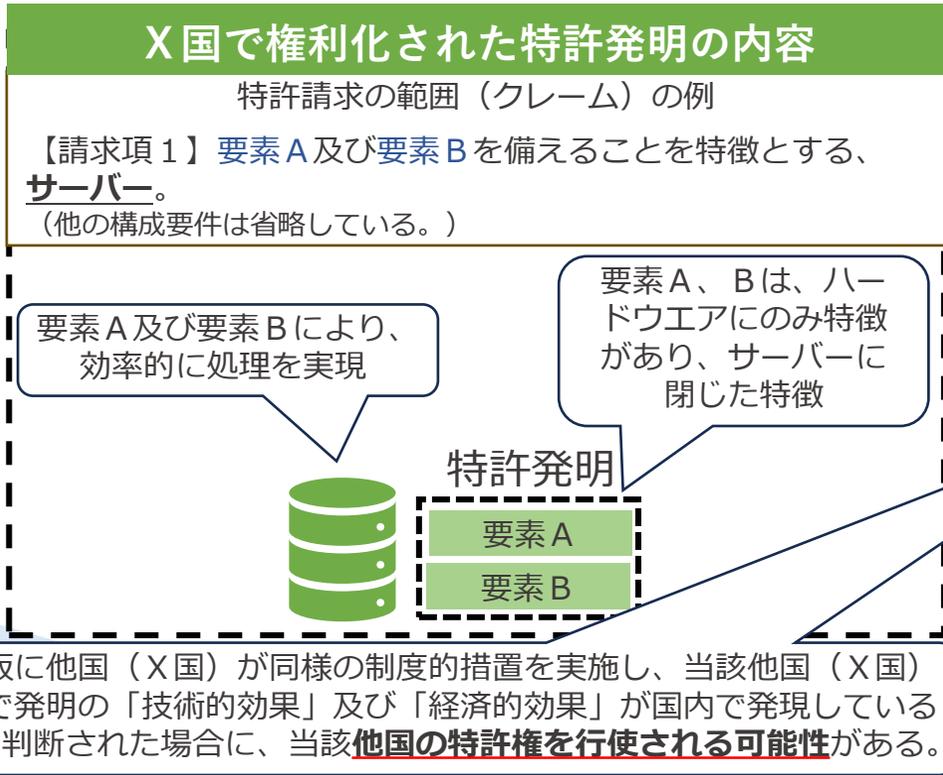
## 対応の方向性

➤ 上記(1)～(2)についての検討を踏まえ、「発明の実施行為の『一部』が国内であって」については以下の方向性で整理すべきではないか。

- (1) 「発明の実施行為の『一部』が国内」との要件が必要である。
- (2) 「発明の実施行為の『一部』が国内」の「一部」は、「発明の重要な要素」と整理する。

# (1) 実施行為の全部が国外にある場合について

- ▶ 実施行為の全部が国外にある場合であっても、国内で技術的効果及び経済的効果が発現していれば国内の特許権の効力を及ぼすかについて、想定事例を用いて検討を行った。
- ▶ 以下の懸念から、「発明の実施行為の『一部』が国内であって」の要件は必要ではないかと考えられる。
  - ① 他国が同様の制度的措置を実施した場合の不測の侵害リスク及びクリアランス負担増加の懸念。
  - ② 特許権者以外の立場から、国内で事業を展開する場合のクリアランス負担増加の可能性。
- ① 仮に他国が同様の制度的措置を実施した場合に、日本の事業実施者が不測の侵害リスクを負う懸念がある。また、当該侵害リスクを回避するために、日本国内でしか事業の実施予定がない場合であっても、ネットワーク上接続される各国の特許権についてクリアランスを行う必要が生じ、事業者にとって過度な負担となるおそれがある。



# (1) 実施行為の全部が国外にある場合について

- ② 特許権者以外の立場から、構成要素の一部が国内であることを条件とできないため、クリアランス負担が増加する可能性がある。

## 日本で権利化された特許発明の内容

特許請求の範囲（クレーム）の例

【請求項1】要素A及び要素Bを備えることを特徴とする、サーバー。

(他の構成要件は省略している。)

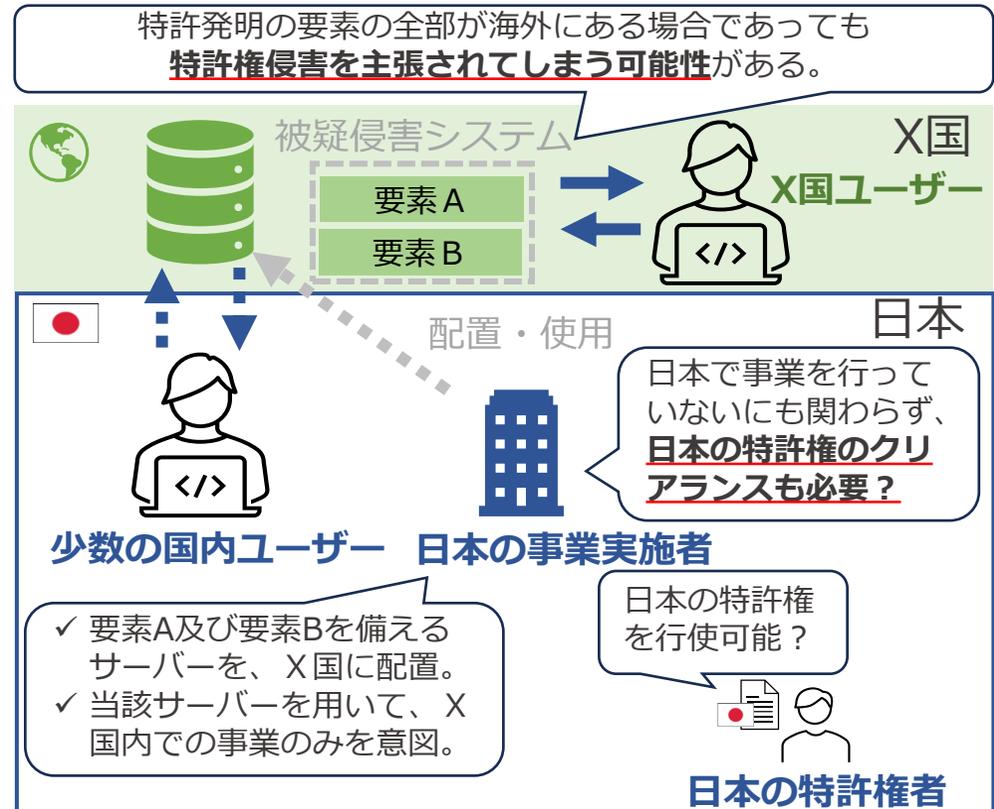
要素A及び要素Bにより、  
効率的に処理を実現

要素A、Bは、ハードウェアにのみ特徴があり、サーバーに閉じた特徴



特許発明

要素A  
要素B



## (2) 発明の実施行為の「一部」の具体的な内容

「発明の実施行為の『一部』が国内であって」の「一部」の具体的な内容として想定されうる案1～3の解釈について、想定事例を用いて次の(A)から(D)の観点からメリット・デメリットを検討する。  
(技術的効果及び経済的効果が国内で発現していることも要件であることが前提。)

### 「一部」の具体的な内容

案1：発明のどのような構成要素であってもその一部が国内

案2：発明の特別な技術的特徴(※)が国内

案3：発明の重要な要素が国内

(例：技術的効果の発現に必須の要素が国内)

※特別な技術的特徴とは、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴をいう(特許施行規則第25条の8参照)。

### 検討の観点

- (A) クレームドラフティングによる要件の形骸化の懸念
- (B) 特許権者から見た被疑侵害者による特許回避の容易性
- (C) 国内事業者全体の侵害・非侵害の予見性
- (D) 他国で同じ制度が導入された場合の国内企業への影響

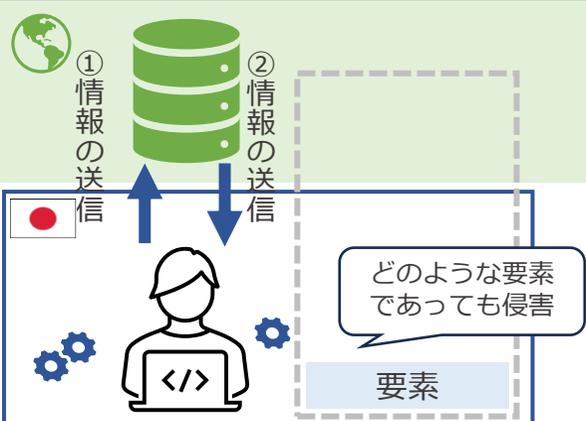
### 日本の特許権者



特許発明

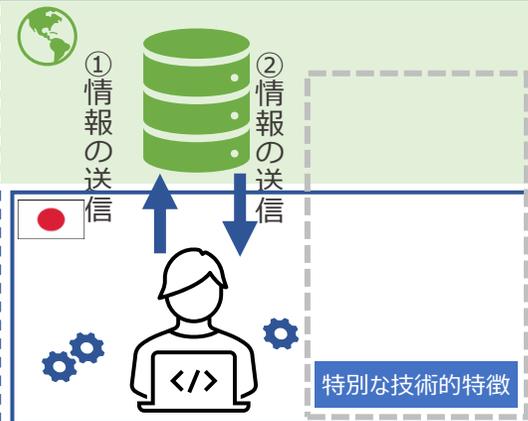


#### 案1 どのような構成要素であってもその一部が国内



被疑侵害システム

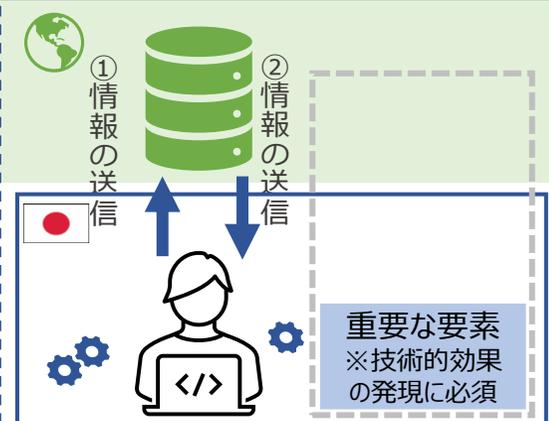
#### 案2 特別な技術的特徴が国内



被疑侵害システム

#### 案3 重要な要素が国内

(例：技術的効果の発現に必須の要素が国内)



被疑侵害システム

## (2) 発明の実施行為の「一部」の具体的な内容の整理

- 「発明の実施行為の『一部』が国内であって」の具体的な考え方について、検討を行った結果を表形式で整理した(※)。
- 比較検討を行った結果、「一部」とは、「発明の重要な要素」であって、例えば、発明の技術的効果の発現に必須の要素と解することが最も適切ではないかと考えられる。
- 具体的な検討内容を、次頁以降に示す。

※ 実施行為の全部が国外にある場合は次頁以降の比較対象外(16-17頁参照)だが、参考として記載。

	検討の観点			
	(A) クレームドラフティング による要件形骸化の懸念	(B) 特許権者から見た被疑侵害者 による特許回避の容易性	(C) 国内事業者全体の侵害・ 非侵害の予見性	(D) 他国で同じ制度が導入された 場合の国内企業への影響
案1：どのような構成要素であっても その一部が国内	✗ (ある)	○ (難しい)	◎ (高い)	✗ (大きい)
案2：特別な技術的特徴が国内	◎ (ない)	✗ (容易)	○ (ある)	○ (限定的)
案3：重要な要素が国内 (例：技術的効果の発現に必須の要素)	○ (小さい)	△	○ (ある)	△

※ 案3の評価については、「重要な要素」の内容が、案1・案2どちらに近いかによって評価が変化し得る点に留意。

(参考) 実施行為の全部が国外				✗ (高い)
-----------------	--	--	--	-----------

## (A) クレームドラフティングによる要件形骸化の懸念

- クレームドラフティングによる要件の形骸化の懸念の観点から検討した場合、案2又は案3が適切と考えられる。

### 案1 どのような構成要素であってもその一部が国内

- 発明のポイントと全く関係ない「ネットワークを介して接続され、国内に配置される蓋然性が高い構成要素」を特許請求の範囲に形式的に追加するクレームドラフティングにより要件が充足されてしまう恐れ。
- 形式的なクレームドラフティングによる要件形骸化の懸念があるのではないか。

### 案2 特別な技術的特徴が国内

- 「特別な技術的特徴」は、発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴である。
- したがって、発明の先行技術に対する貢献と全く関係ない「ネットワークを介して接続され、国内に配置される蓋然性が高い構成要素」を特許請求の範囲に形式的に追加しても要件は充足しない。
- 形式的なクレームドラフティングによる要件形骸化の懸念はないのではないか。

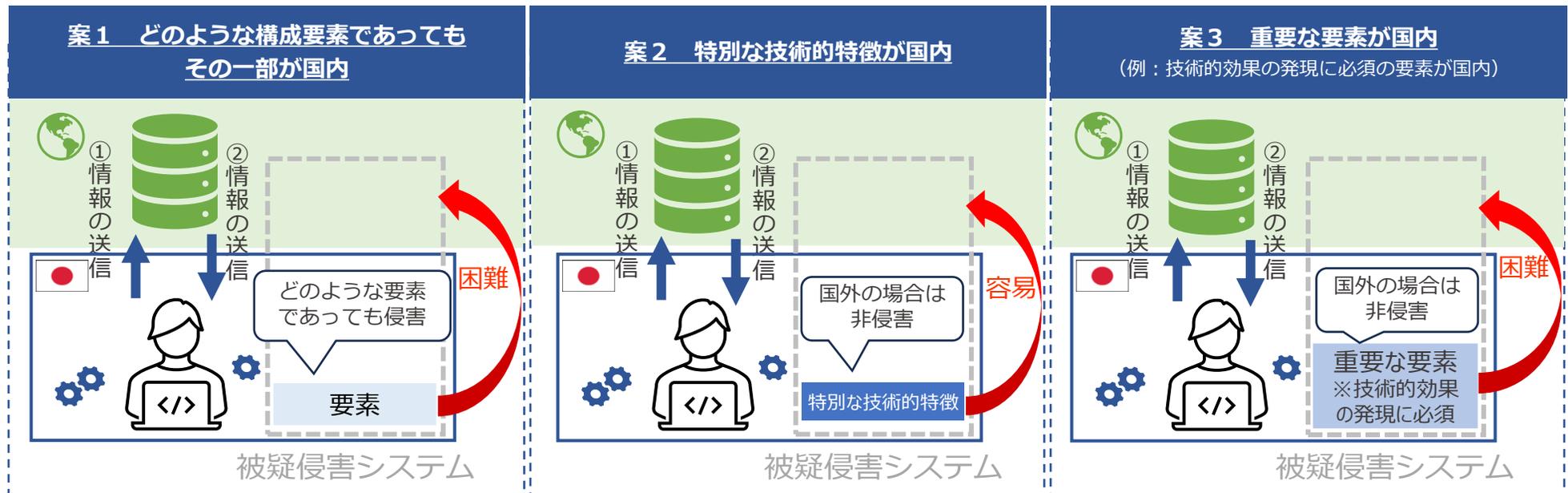
### 案3 重要な要素が国内

(例：技術的効果の発現に必須の要素が国内)

- 発明の「重要な要素」(例：「発明の課題解決に必須の要素」)は、発明のポイントと一定の関係がある。
- したがって、発明のポイントと全く関係ない「ネットワークを介して接続され、国内に配置される蓋然性が高い構成要素」を特許請求の範囲に形式的に追加しても要件は充足しない。
- 形式的なクレームドラフティングによる要件形骸化の懸念は小さいのではないか。

## (B) 特許権者から見た被疑侵害者による特許回避の容易性

- 特許権者の立場から考えて、被疑侵害者が国内の特許権を回避する可能性の観点から検討した場合には、特許権の回避が困難である点において、**案1**又は**案3**が適切と考えられる。



- 被疑侵害者が国内で発明の技術的效果を発現させつつ、国内の要素全てを国外に移動させることは難しい可能性が高い。
- 権利侵害を回避することは困難。

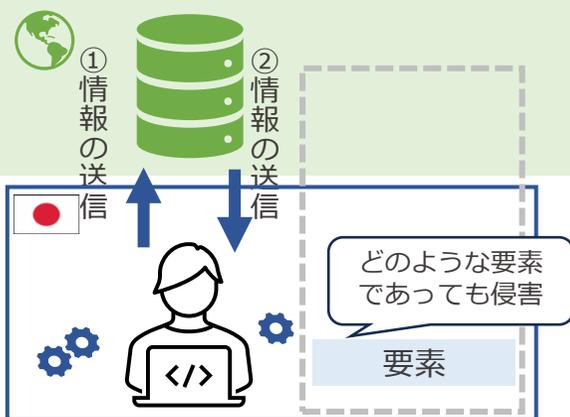
- 被疑侵害者が国内で発明の技術的效果及び経済的效果を発現させつつ、特別な技術的特徴（例：プログラムの部分等）を国外に移動させることは可能かつ容易である可能性が高い。
- 権利侵害を回避することは容易。

- 被疑侵害者が国内で発明の技術的效果を発現させつつ、技術的效果の発現のために必須となる要素を国外に移動させることは案2より難しい可能性が高い。
- 権利侵害を回避することは案2より困難。

## (C) 国内事業者全体の侵害・非侵害の予見性

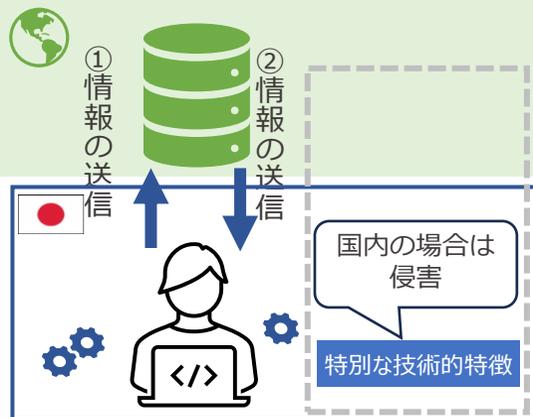
- 国内事業者全体（主に特許権者、競合他社及びこれらに関する第三者）の立場から考えて、自らが特許権者として侵害を主張する場合又は自らが侵害者となりうる場合のいずれにおいても、特許権侵害の予見性が高いことが望ましい。
- この観点から検討した場合には、案1は、国内の要素がどのような要素であっても足りるため、判断基準が明確。案2～3も、いずれも予見性があると考えられる。

### 案1 どのような構成要素であっても その一部が国内



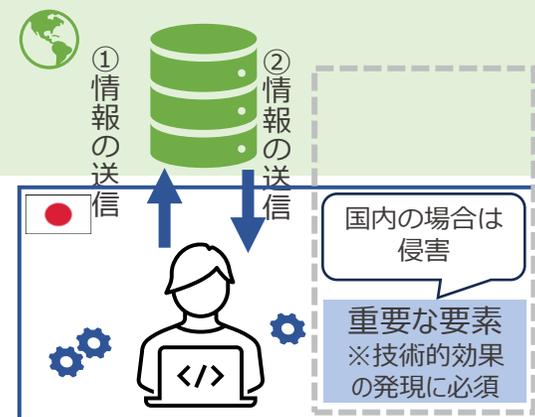
被疑侵害システム

### 案2 特別な技術的特徴が国内



被疑侵害システム

### 案3 重要な要素が国内 (例：技術的効果の発現に必須の要素が国内)

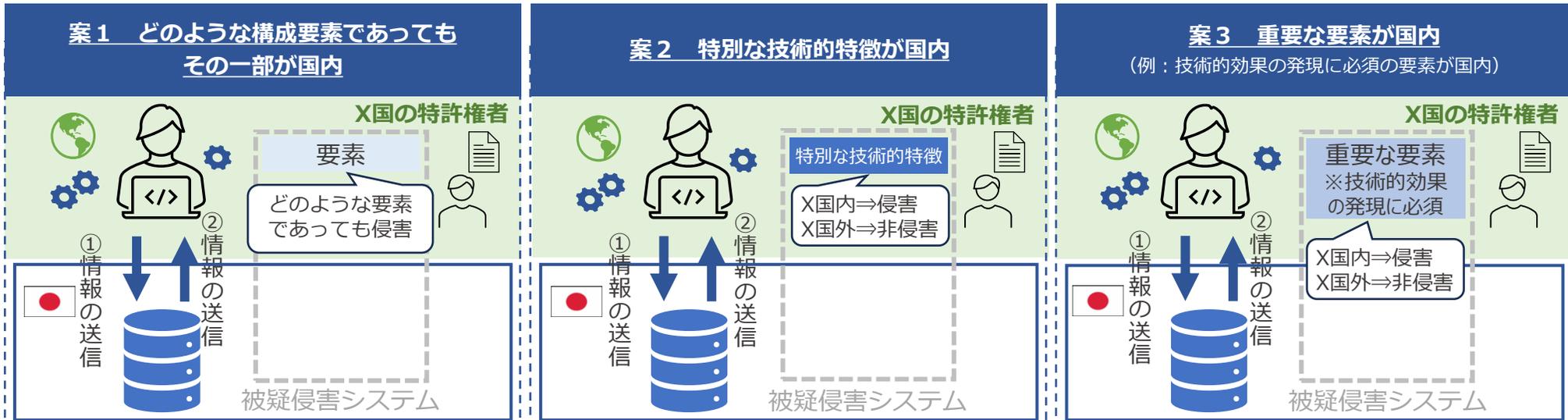


被疑侵害システム

- 国内の要素は、どのような要素であっても要件を充足するため、判断基準が明確であり、特許権侵害の予見性が高い。
- 審査基準等を参考にして、特別な技術的特徴を判断可能であり、特許権侵害の予見性はある。  
※「発明の技術的効果が国内で発現」の要件との関係においても明確性に寄与する可能性あり。
- 明細書等から技術的効果の発現に必須な要素を判断可能であり、特許権侵害の予見性はある。  
※「発明の技術的効果が国内で発現」の要件との関係においても明確性に寄与する可能性あり。

## (D) 他国で同様の制度が導入された場合の国内企業への影響

- 仮に日本国と同様の制度が他国で導入された場合、国内事業者全体（主に特許権者、競合他社及びこれらに係る第三者）に対して、事業開始時の他国特許権のクリアランス負担や予期せぬ他国での権利侵害のリスクが想定される。
- 上記のリスク軽減の観点からは、案2又は案3が適切と考えられる。



- 少しでも要素が他国内にあれば、他国での権利侵害となるおそれ。
- 他国で同様の制度が導入された場合の国内企業への影響は大きい。
- 特別な技術的特徴それ自体が他国内にある必要があり、不測の侵害リスクは低い。
- 他国で同様の制度が導入された場合の国内企業への影響は限定的。
- 技術的効果の発現に必須の要素が他国内にある必要があり、案1より不測の侵害リスクは低い。
- 他国で同様の制度が導入された場合の国内企業への影響は案1より限定的。

# 御議論いただきたい論点

## 前回いただいた御意見に対する対応の方向性について

- ✓ 今次小委員会では、第50回特許制度小委員会でもいただいた御意見に対する対応の方向性をお示したところ。不足等があれば、改めて御意見をいただきたい。

## 制度的措置の方向性について

- ✓ 第50回特許制度小委員会での議論を踏まえて、実質的に国内の実施行為と認める要件について、想定事例も交えて改めて検討を行った。
- ✓ 先のページに示した整理に基づき、複数の選択肢のメリットとデメリットを考慮した結果、「発明の実施行為の「一部」が国内であって、発明の「技術的效果」と「経済的效果」が共に国内で発現していること」という要件で制度的措置の検討進めることが適切ではないか。
- ✓ また、「一部」とは、「発明の重要な要素」であって、例えば、発明の技術的效果の発現に必須の要素と解することが最も適切ではないか。
- ✓ 当該方向性について改めて御意見をいただきたい。